



宇治市・越前市災害時相互応援に関する覚書

宇治市と越前市は、宇治市・越前市都市連携協定書第2条第2項に基づき、宇治市・越前市における災害発生時の相互応援に関する事項を次のとおり定め、本覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 宇治市と越前市（以下「締結市」という。）は、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急対策を実施できない場合に、当該被災市の応急対策および復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、締結市が相互に応援し、かつ協力するために、必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 締結市は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 応援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 救援及び応急措置に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時避難のための施設の提供
- (6) 被災した児童・生徒の受け入れ
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項



(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに締結市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、当該被災市外の締結市は、自主的判断により緊急応援活動を行うことができる。

3 前項の応援については、被災市から応援の要請があつたものとみなす。この場合において、被災市の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した締結市の負担とする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、被災市と締結市が協議して別に定めるものとする。

2 被災市が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した締結市が一時繰替支弁するものとする。



(その他)

第7条 この覚書の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この覚書に定めのない事項については、宇治市・越前市双方が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第8条 この覚書は、締結した日から効力を発生するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、各締結市は記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成23年11月13日

宇 治 市 長

久保田



越 前 市 長

奈良俊

